

「平成 23 年度 歯及び口腔の健康づくりに関する報告書」概要

保健福祉部健康増進課

1. 「平成 23 年度 歯及び口腔の健康づくりに関する報告書」について

平成 23 年 4 月 1 日施行の「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」では、知事が県議会に対し年次報告をすることとされています（第 10 条）。この報告書は、歯及び口腔の健康づくりの状況、県が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策及び講じようとする施策について、県議会へ報告するものです。

2. 県内の歯及び口腔の健康づくりの状況について

年代	項目	県指標（全国値、順位）	時期・出典
3 歳	むし歯のある者	24.7% (22.95%, 24)	H21 とちぎの母子保健
	1 人あたり平均むし歯数	1.00 本 (0.87 本, 25)	
12 歳	1 人あたり平均むし歯数 (永久歯)	男 1.30, 女 1.50, 計 1.40 本 (男 1.19, 女 1.39, 計 1.29 本)	H22 学校保健統計調査
15 歳以上	歯科検診受診率	男 32.5%, 女 38.5%	H21 県民健康栄養調査
75-84 歳	自分の歯が 20 歯以上ある者 (8020 達成者)	男 28.1%, 女 20.9%	H21 県民健康栄養調査

3. 平成 22 年度に講じた施策について

(1) 普及啓発関連事業

- ・よい歯のコンクール（親と子、3 歳児、優良学校）や、とちぎ歯の健康センターで健康相談、健康教育（永久歯等対策事業）などを実施

(2) 予防・検診関連事業

- ・市町や施設におけるフッ化物洗口実施支援事業を実施

(3) 障害児者等関連事業

- ・障害者歯科診療システム推進事業で地域での医療機関の連携を促進
- ・とちぎ歯の健康センターで障害児者等の歯科診療、へき地や福祉施設への巡回歯科診療を実施

(4) 人材育成・体制整備関連事業

- ・とちぎ歯の健康センターで歯科保健指導者・医療従事者研修などを実施
- ・地域で歯つらつ推進事業として、介護従事者対象の口腔ケアの実践研修会を実施
- ・栃木県歯科保健推進協議会を開催し、歯科保健基本計画の構想などを検討

4. 平成 23 年度に講じようとする施策について

平成 22 年度の事業に加え、平成 23 年度は新たに以下の事業を実施

- ・栃木県歯科保健推進協議会の助言を得て、歯科保健基本計画を策定
- ・歯科保健の視点からの食育の推進（噛む、飲み込む機能の重要性の啓発）
- ・障害児者・要介護者の歯科保健医療サービスの確保に関する調査、検討